

広島市東区選挙管理委員会告示第 11 号

令 和 8 年 1 月 27 日

令和 8 年 2 月 8 日 執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理
者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100
号)第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第
24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏